

令和5年12月26日

各公益法人 御中

国 税 庁

国税の「滞納処分を受けたことがないことの証明」（納税証明書 その4）の  
オンライン請求について

公益法人の皆様におかれましては、平素から、税務行政にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

国税庁においては、あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会を目指す観点から、各種手続のオンライン化を進めており、納税証明書の請求から受取までの手続につきましても、お手持ちのパソコン、スマートフォン、タブレットを利用した、オンラインでの手続きが可能となっております。

公益法人の皆様におかれましては、国税の「滞納処分を受けたことがないことの証明（納税証明書 その4）」を取得される際には、ぜひオンラインでお手続きいただきますようお願いいたします。

詳細につきましては、こちらをご覧ください。

- ・ [リーフレット「電子納税証明書（PDF）がスマホで請求&受取できる！」](#)
- ・ [国税庁ホームページ「納税証明書の交付請求手続」](#)